

○生活安全専門相談員運用要綱の制定について

(平成 12 年 5 月 25 日甲通達生企第 27 号)

最近、全国的に女性、児童等を被害者とする凶悪な犯罪が連続的に発生し、当該犯罪に発展するおそれのある相談業務について、一層、的確に対応・処理することが強く求められている。

このようなことから、別添のとおり「生活安全専門相談員運用要綱」を定め、特に、生命・身体への危害を不安に感じて行われる相談を生活安全相談と位置付けて、この相談に対し指導・助言など相談業務を行う生活安全専門相談員を配置し、平成 12 年 6 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

生活安全専門相談員運用要綱

第 1 目的

この要綱は、生活安全専門相談員（以下、「専門相談員」という。）の身分、勤務等について、静岡県警察会計年度任用職員任用等取扱要綱の制定について（令和 2 年例規第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 勤務時間の割振り基準

専門相談員の勤務時間等の割振りは、次の基準に基づき専門相談員を配置する所属の長（以下単に「所属長」という。）が定める。

- 1 1 週間における勤務日は、5 日間とする。ただし、所属長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 勤務時間は、次の 6 基準とし、週 4 日を A・B・C 勤務、週 1 日を D・E・F 勤務として使い分けることができる。ただし、事務の都合によりこの基準により難しい場合は、所属長の定めるところにより、変更することができるものとする。
 - (1) A 勤務 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
 - (2) B 勤務 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
 - (3) C 勤務 午前 10 時 15 分から午後 5 時 15 分まで
 - (4) D 勤務 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
 - (5) E 勤務 午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
 - (6) F 勤務 午前 11 時 15 分から午後 5 時 15 分まで

第 3 勤務場所

専門相談員は、県本部人身安全少年課（以下「人身安全少年課」という。）及び本部長が指定した署の生活安全課（以下これらを「指定勤務場所」という。）において、所属長の指揮の下に勤務する。ただし、必要により指定勤務場所以外においても活動できる。

第 4 身分証明書等

- 1 専門相談員は、勤務時間中、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、提示しなければならない。
- 2 専門相談員は、各種作成書類に職名を記載するときは、「生活安全専門相談員」と表記する。

第5 職務

専門相談員は、来訪、電話等による個々の生活安全相談を中心に、次に掲げる業務に従事する。

- 1 相談の受理
- 2 相談の内容把握と事案解決のための相談者に対する指導、助言等
- 3 相談者に対する関係機関の紹介
- 4 相談のうち地域安全対策に必要と認められる地域安全情報の関係団体等への提出
- 5 その他生活安全対策に必要な活動

第6 業務処理上の留意事項

専門相談員は、業務を処理するに当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 基本的留意事項
 - (1) 特別な権限が付与されているものではないことを十分認識し、職務範囲を逸脱しないように慎重かつ適切に行うこと。
 - (2) 常に身体、服装及び態度を清潔かつ端正にし、品位の保持に努めること。
 - (3) 関係職員と緊密な連携を図り、効果的な事後処理に努めること。
 - (4) 相談受理上知り得た個人情報については、職務遂行上必要な場合を除いて他の者に漏らしてはならないこと。
- 2 具体的留意事項
 - (1) 相談を受理したときは、相談業務に関する訓令の解釈及び運用について(平成14年例規民第17号)の様式第1号として定める相談等受理票を作成して生活安全課長（人身安全少年課に配置される専門相談員にあつては、県本部人身安全少年課長。後記(2)において同じ。）に報告するとともに相談者に対し適切な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 前記(1)に規定する場合において、当該相談の内容が、重要又は複雑で処理が困難なもの、犯罪に関連し、又は関連するおそれがあるもの等であるときは、直ちに生活安全課長に報告し、その指揮を受けること。
 - (3) 適切な相談業務に資するため、相談窓口の利用を促すとともに平素から、行政センター、地域安全推進員等の関係機関・団体と緊密な連携を図ること。

第7 専門相談員の運用に当たっての留意事項

所属長は専門相談員の運用に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 専門相談員に対し、個人情報の保秘に関する事項のほか、生活安全相談に必要な指導教養を計画的に実施すること。
- 2 所属幹部による指導監督を励行させ、勤務実態を常に把握しておくこと。
- 3 所属の職員及び関係機関・団体との連携に努めさせ、良好な関係を保持させること。

第8 報告

省略